

ブレス浜松バレーボールスクール規約

(名称)

第 1 条 当スクールはブレス浜松バレーボールスクールと称する。通称をブレススクールという。

(位置づけ)

第 2 条 当スクールは、一般社団法人ブレス浜松(以下ブレス浜松という)の定款第 5 条(1)に定める「①バレーボールの指導普及を図る事業」として位置づける。

(開校)

第 3 条 当スクールは 2019 年 4 月 3 日に開校する。

(目的)

第 4 条 当スクールは、バレーボールを通じ、以下の要素を体得しスポーツマンシップを身につけたアスリートの育成を目的とする

- (1) バレーボールを楽しみ自主的に活動参加する姿勢
- (2) チームメイト、対戦相手、ルール、審判を尊重する心構え
- (3) ベストプレー、ベストゲームを追求する責任感

(募集)

第 5 条 スクール生は以下の基準で募集する。

- (1) 中学生の女子
- (2) 前号を満たし、身体活動に耐える健康状態を有しているもの

2 募集方法は公募を原則とする

(会費)

第 6 条 会費は、毎月 5,000 円ずつを指定口座に振込む

2 既に納入した会費は、スクール生がその資格を喪失しても返還しない。

3 会費の管理はブレス浜松事務局が行う。

(事故)

第 7 条 当スクールは、事故を極力未然に防ぐべく、然るべき措置を講ずる。同時に各スクール生並びにその保護者は、各自の判断と責任において、最大の注意を払う。万一事故が発生した場合には、当スクールは速やかに然るべき処置を行う。またその責任は、社会常識の範囲内で負う。具体的には当事者間で都度協議する。

(保険)

第 8 条 スクール生はスポーツ安全保険に加入しなければならない。(年間 800 円)

(退会)

第 9 条

- (1) スクール生は、ブレス浜松が別に定める退会届を校長に提出して、任意に退会することができる。
- (2) 退会する場合は退会希望日の一ヶ月前までに連絡をしなければならない。

(除名)

第 10 条 スクール生が次の各号の一に該当するに至ったときは、ブレス浜松代表理事の判断により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(その他)

第 16 条 本規約に記載のない事項が発生した場合、ブレス浜松社員会議にて審議し、その承認を経て第 14 条に定める代表理事が執行する。

付 則

本規約は、2019 年 4 月 3 日より施行する。